

平成26年10月1日

医学系研究科博士課程関係学生 各位

大学院教務委員長
金 井 好 克

博士學位論文における剽窃の確認について

大阪大学では、科学研究の信用を守るために、学術論文（博士論文を含む）の盗用、二重投稿などの剽窃を防ぐための支援ツールとしてiThenticateを導入しており、12月1日以降に受理する博士論文について剽窃の確認が必須となりました。

つきましては、医学系研究科（保健学専攻を除く。）の剽窃の確認について、下記のとおり取り扱うことになりましたので、お知らせします。

また、剽窃の確認に係る様式等については後日HPに掲載します。

記

剽窃確認の目的

大阪大学における科学研究の信用を守るために、学術論文（博士論文を含む）の盗用、二重投稿などの剽窃を防ぎ、論文の質を保証するとともに、自己剽窃の防止や、共著・引用部分の正当性を確認します。

剽窃の確認について

- 1) 博士論文となる論文をジャーナル等に投稿する際には、指導教員による剽窃の確認が必ず必要となります。（課程博士申請者のみ）
- 2) 研究発表会申請の際に、主査が作成する博士論文の剽窃の確認に係る報告書が必要となります。
- 3) 本審査申請の際に、論文審査委員会の剽窃の確認に係る報告書が必要となります。